

令和6年度第2回新居浜市総合文化施設及び美術館協議会会議録

- 1 日時 令和6年8月1日（木） 15：00～15：40
- 2 場所 あかがねミュージアム 創作スペース
- 3 出席者 出席委員（8名）
 神野 恭多 神野 祐一 篠原 雅士 永井 泰子
 吉田 達哉 池野 光則 合田 定子 尾崎 恵
 欠席委員（7名）
 岡 俊守 藤原 正治 徳田 明仁 竹宮 直孝
 佐伯 徳哉 岡野 弥生 坂上 公三
 事務局（7名）
 企画部文化スポーツ局長 守谷 典隆、文化振興課 課長 中沢 美由紀
 美術館 館長 近藤 明美、学芸係長 鎌田 真実
 主査 白川 亜子、学芸員 紀伊 知実
 あかがねミュージアム運営グループ 施設統括責任者 井上 和志
- 4 傍聴者 2名
- 5 次第 1 開会あいさつ
 2 議事
 （1）総合文化施設及び美術館の運営について

事務局	<p>会議に先立ちまして、委員の出席状況を報告いたします。委員定数15名のうち、8名のご出席をいただいておりますので、新居浜市総合文化施設及び美術館協議会例第6条の規定により、この協議会は成立いたしておりますことをご報告いたします。また、この会は、「新居浜市審議会等の公開に関する要綱」に基づき傍聴席を設けております。それでは、吉田会長よりよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>令和6年度第2回新居浜市総合文化施設及び美術館協議会を開催いたします。突然のご案内にもかかわらず、皆さんお集まりいただきまして誠にありがとうございます。先日皆さんからご意見をいただきました内容について、一旦市の方からですね、今後の方針、特に総合文化施設及び美術館の管理運営の考え方についてお話を聞かせてもらって、皆さんのご意見をいただきたいと思っております。ちなみに、この協議会は美術館を運営する決定機関ではございませんので、その点はお含みおきいただきながら、決定はあくまでも市議会が決定いたしますので、ただ、やはり新居浜市民の人に愛される美術館でありたいと、それは協議会の思いですし、お役に立ちたい、市民が使いやすい美術館、これを目的に皆さんのご意見をいただきながら、新居浜市さんからの方針についてご説明をいただけたらと思っておりますので、どうぞ忌憚のないご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。まず説明をいただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>先ほど会長のご挨拶にもございましたけれども、この度、本来であればきちんと日程調整をして、事前に皆様のご予定をお伺いして会議を開催すべきところでございますが、ちょっと急なことで大変申し訳ございませんでした。また本日、お忙しい中お越しいただきましてありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。お手元には、次第と、市と指定管理者との役割分担というA4縦のものが1枚、前回お配りをしております資料の中の1枚になりますが、A</p>

4横の新浜市美術館及び新居浜市総合文化施設の運営についてという資料の3枚をお配りしております。説明の方は、市と指定管理者との役割分担というのと、A4の資料の方を使いましてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

前回、指定管理に関することということで、ちょっと私の方の説明が不足をしております、皆さんに、どういった方向になるんだらうかっていうところ、ご不明な点が多々残ったかと思っております。その点をもう一度、きちんと丁寧に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、美術館の指定管理に関しまして、基本的な市の考え方といたしましては、美術館の調査研究、美術品の収集・保存・活用、そういった学芸などの業務、また美術館の運営方針、どういった美術館にしていくかなどの方針の決定につきましては、今後と同様、市の直営業務で行っていくという前提でございます。

そういった前提を踏まえまして、前回、このA4の横でお示しをさせていただきました現在の3のところになりますけれども、7年度以降の美術館の運営というところで、ピンク色のところとブルーに分けさせていただきまして、こういうふうに変るといってご説明をさせていただきましたが、ピンク色のところの令和7年度以降の変更点というところで、こちらの上2つ、収集・保管と調査・研究・企画というのは、先ほど申し上げましたとおり、市の直営で引き続き行っていく業務となります。

ブルーのところの展示の、今ピンクとブルーに現在なっているのが、全てブルーになっているので、ここを市の学芸員が全く関わってくることはないのではないか、市が全て企画までしてしまえば、もう指定管理が全部やってしまうのではないのかというようなご意見があったと思っておりますが、その役割分担というのが、A4縦の市と指定管理者との役割分担という表になっております。上の方からご説明をさせていただきますと、美術館の経営というところで、こちらの方につきましては、美術館の事業方針の策定、進行管理というのは、市の方に二重丸が付いておりますけれども、当然市の直営業務として、市と美術館の方できちんと協議をしながら、指定管理者さんも含めまして、連絡調整会というのも指定管理者とも一緒にやりながら、当然市の直営業務として市が主に担当をして行う業務になっております。

それ以降の2番目の事業の実施というところで、学芸業務につきましては、上から3つ目の展示会の企画業務につきましては、現在も指定管理者の方で年間1本程度の実施をしておりますので、こちらは両方とも主で担当するという意味で2つをつけておりますけれども、どういう内容でやるかは、今までは協議会には大体年度末に、例えば本年度の事業の報告と来年度の予定等をご報告させていただいておりますけれども、そういうものも含めて、連絡調整会、また協議会の皆様のご意見をいただきながら、この部分については進めていきたいと考えております。

次の下の展示業務というところが、市の方が一重丸、指定管理者が二重丸になっておりまして、展示会の開催とそれに関連した業務が指定管理者の主担当の業務となります。ただ展示に関しましても、下のところになります、市が配置する学芸員等は以下に例示する専門的事項を行うというところになります、展示会の企画、出展交渉は市の学芸員、展示の輸送の立ち会い、資料の作成、そのような専門的事項は、今まで同様、市の学芸員が直営で行います。ですので、この展示のところ、主が指定管理にはなっていますが、専門的事項を除いて、関連事業の実施や開催にあたる補助的な業務を指定管理者に担っていただくということで、ここがブルーに全てなっているのが、なかなか分かりにくいというのはありましたけれども、基本的には予算的なところが、今、市の方で執行しているものを指定管理で執行を含むという点で全部ブルーにしていますが、業務の実施の

方法につきましては市と指定管理者と協働してやっていくというふうになっております。

教育普及業務は、基本的には美術に関する講習会とか講演会の実施については指定管理者、ただ、企画を立てる段階で必要であれば、専門的事項については市の学芸員の方が一緒に担当してやっていくということで、教育普及についても市と指定管理者で協働してやっていくという内容になっております。

出前講座の実施というのは、市でも地域コミュニティ課で出前講座をやっておりますので、そういうものに出席する場合については、当然、市の学芸員の方で、直接担当をするようになっております。

来館者サービスというのが、通常の受付等ですので、これは今まで同様、施設管理の中の担当ということで、指定管理者で担当をしていただくようになります。

その他の業務で、美術館には名誉館長にご就任いただいておりますので、学芸の業務に関することにつきましては、当然、市の学芸員の方の業務、それ以外の予算的なものや調整に関しては、指定管理者ということで一重丸が入っております。

現在の協議会につきましては、当然、美術館と指定管理者、両方が事務局になっておりますので、これまで同様、市と指定管理者で担当してまいります。

その他美術館の円滑な運営のために必要な業務については、基本的には、その学芸以外の業務、管理運営の中で必要なものについては指定管理者が主担当でやっていただくようになります。ここまでが事業の実施や学芸業務の考え方になっております。

それ以降が施設の利用等にかかってまいりますけれども、利用許可につきましては現在も指定管理者の方で行っておりますので変更はございません。利用促進業務も、美術館の広報の方につきましても、現在も指定管理者の方で主担当やっていただいておりますので、変更はございません。

施設の維持管理、こちらの方も指定管理業務ということで、今ブルーで、元々指定管理業務の中に入っております。管理運営、こちらの方で指定管理の業務にかかる管理運営になりますので、指定管理者さんが行われる業務の執行管理については当然指定管理者さんの方で行っていただくようになります。

あと物品の販売につきましても、展覧会で必要な物販も、今もショップの方で売っていただいているというところで、そういう販売についてはもう指定管理の方が主担当でやっていただくということです。

この業務に加えて、専門的事項をどういったものが市と指定管理者とで分担をしてやっていくかというのが、この専門的事項については当然市の学芸業務として引き続ききちんと残って直営でやってまいります。

こういった業務を、指定管理者さん、一部展示に伴うものとかサービス広報の方もより充実させていくというところで、今回、利用料金制、総合文化施設部分の方では導入していますが、美術館の方が導入されておられませんので、同一の取り扱いをと考えております。そもそも利用料金制はどういうものかですが、通常この施設を使った場合に、美術館に関する部分は、例えば施設の使用料であるとかチケットの収入については市の収入と現在はなっております。利用料金制になりますと、指定管理者が施設を管理運営していくための経費に充てるということで、指定管理者の収入にすることが可能となります。

そういう制度を取るとどうなるかといいますと、努力した分が自分たちの方で施設の運営であるとか、来館者が増え、美術展に来ていただく方が増えたりとか、そういった経営の努力の分が直接利用料金というところで自分たちの収入に反映されるということで、努力すれば収入が増える。現状、美術館の人が増えても指定管理者の収入が増えないというところがありますので、指定管理者さんにもインセンティブをつけることによって、今回、事業が一部増えているものであった

	<p>り、今まで以上に美術館の運営にも、運営といいますか、広報になってくると思いますが、そういったところに力を発揮していただきたいと考えておりました。総合文化施設と同じように利用料金制も導入していきたいと考えております。</p> <p>こういう役割分担をしたり利用料金制にしてどういう効果が想定されるのかというのはありますけれども、今もやっていただいている企画展であったりイベント、あと広報につきましても、今までだと美術館主体のところもありましたが、一定、指定管理者さんの方にも主体性を持っていただいて、自主的に取り組むことも可能になってまいります。そうなりますと、美術館だけではなく、あかがねミュージアム全体の利用促進であったり、入館者が増えるという相乗効果もあるのではないかと考えております。また、当然、そういう制度が入りますと、サービスの質が一定向上したりとか、いろんなサービスがまた指定管理者さんの方から考えていただけるのではないかと考えております。</p> <p>運営に関しましては、前回ちょっとご説明の仕方が悪かったので、なかなか、利用料金制がどういうものであるか、学芸業務がどういうものがあって、どういったものを指定管理と市の方で分けていこうかっていうのが、ちょっとご理解いただけなかったかと思っておりますので、今回、全てを指定管理者の方にお渡しをするのではなく、一部業務負担を、特に広報であったり展示にかかるところの一部を指定管理の業務にしたいと考えているところでございます。</p> <p>前回の会議の時にご要望いただいた館長につきまして、定期的に人事異動で変わる館長ではなく、知見やネットワークがある館長について、市の雇用でできないかというご意見、ご要望がございました。内部の方で、市の雇用で館長というのを検討させていただいたんですけれども、やはり雇用の形態であるとか雇用する範囲を考えますと、なかなか市の方では難しい、民間事業者さんの方がそういったところにはより柔軟に対応可能ではないか。これまでの経緯も踏まえまして、館長につきましては、指定管理者さんの方で館長を置いていただく方がよろしいのではないかと考えております。</p> <p>前回の学芸業務のところと館長についてというところでご説明をさせていただきましたが、またご不明な点等があればご質問いただければと思います。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>詳しいご説明ありがとうございました。事務局から説明がありました総合文化施設及び美術館の管理運営について、皆様からのご意見やご質問をいただきたいと思っております。まず、挙手にてご質問される方はいらっしゃいませんか。あるいは、ご意見を述べられたい方はいらっしゃいますか。</p>
委員	<p>今回の見直しを含めて、多分ここで落ち着くんだらうなというところなんですけど、その次の見直しのところまで踏まえた上で、議事録として残す上でお聞きしますが、学芸業務の部分が今回、市の直営で残ったっていうところで、市として、この芸術の分野、学芸員さんを直接雇用することの大切さっていうのを改めて認識されたんだと思うんですけど、これが今後揺るぎないものになるために、しっかり今回の決定を紡いでいくというために何かそういうお考えがあればということと、最後に説明ありました館長さんの雇用形態に関してもですが、一定の決定に至ったプロセスの方はお伺いしたんですが、もう少し詳しく説明できるのであれば、よろしく願います。</p>
事務局	<p>今後の学芸業務をどうしていくかっていうところで、当然、先ほど申し上げましたように、美術館のその調査研究であったり、美術品の収集、保存、活用というのは市の直営業務としているところでございます。また、その経営方針と言</p>

	<p>ますか、美術館のこういった方針というのは、当然市が決定していくものがございますので、今後におきましても、まだ次、今回来年度以降5年間の指定管理になりますけれども、また次期につきましてもそういった前提で考えていくものだと考えております。</p> <p>先ほどの館長の決定のプロセスっていうのが、やはりその雇用形態、こういった館長さん、例えば常勤で来ていただけるのか非常勤になってくるのか、そういった雇用形態も含めまして、やはりちょっと柔軟に対応していくになりますと、なかなかちょっと市の方では難しいってところがございまして、それであれば民間事業者さんの方がその辺り柔軟にご対応いただける。ただ、館長さんがその指定管理から来たので、市の学芸業務に全く何も関係がないとか、逆に干渉があまりにもあるとか、そういったことではなく、美術館としてどう対応していくかっていうところになりますので、それはきちんと我々の方でも、こういった館長さんにお越しいただくかっていうのは指定管理者さん側の方とも協議が必要だとは考えております。</p>
委員	<p>はい、ありがとうございます。今回、最初にもありましたように、定足数がギリギリというところで、前回の会で結構質問されていた委員さんが、急だったのもあり参加できていないというところで、他の委員さんへの説明はしっかりされるんでしょうか。</p>
事務局	<p>また、事務局の方からもきちんと、前回ご説明が足りなかったという点を含めまして、指定管理者に丸投げをするのではなく、こういった方向性、特に館長につきましてはご要望というところのご意見の回答もございますので、また事務局の方からきちんと報告またはご説明をさせていただきたいと考えております。</p>
委員	<p>可能であればなんですけど、今回一番のところ、学芸業務の直営というところが一番関わる存在である学芸員さんの声を直接、実は1回も聞いてないので、今回のこの流れ、決定に対して、学芸員さんの方からこの場で何かお話が聞けるのであれば、聞いておきたいと思います。無理でしたら大丈夫です。</p>
会長	<p>もしよろしければどうぞ。</p>
学芸員	<p>一応我々も事務局側ということで、ちょっとなかなか、すみません。</p>
会長	<p>他にご意見はありませんか。そうしましたら、お1人お1人、今の思いを発言していただけたらありがたいです。</p>
委員	<p>思いというか確認ですが、5年間という言葉があったと思いますが、この定義とかはあるんですか。</p>
事務局	<p>指定管理期間になりまして、通常、今回継続になりますので、期間については、市の方で5年間というところになっております。</p>
委員	<p>その間、例えばこの7年度に大きなトラブルとか、表現がわからないですけども、そういったことがあれば、そういった会を持ってとか変更されるとかいうことは可能になるという理解でよろしいですか。</p>
事務局	<p>例えば指定管理が行えなくなる、事業者さんが事業を実施できないような状態になりますと、そもそも指定管理業務を受けていただくことができなくなります</p>

	<p>ので、そういった場合の情報も、指定管理になりますとまず基本協定、あと年度協定という協定を2本結んでいくようになりますが、そういった項目も当然入れて、協定を結ぶようにしております。</p>
委員	<p>今の説明でおおむね理解できましたが、小さな点ですが、名誉館長の項目がありますが、こちらができた時に、京都の博物館の学芸員の資格を持っていらっしゃる方が最初に赴任されたっていうことを第三者の方から伺いましたが、今その名誉館長って方はその方がなられているんですか。</p>
事務局	<p>今は、青柳名誉館長さんとおっしゃる方にご就任をいただいております。</p>
委員	<p>よく存じ上げないんですけど、その方は外部から来られているんですか。</p>
事務局	<p>青柳名誉館長さんは、多摩美術大学の理事長をされている方で、開館当時から名誉館長をしていただいている方で、博物館会議の日本の代表もされている方です。2年ごとの任期で就任していただいて、今年の7月26日からもまた2年間ということでご就任いただいております。</p>
委員	<p>役割分担のところ展览展示業務というのがありますが、この中に特別展等が市の企画で、企画展が指定管理者企画のこの区別ですけど、例えば去年企画展をした中で特別企画展はありましたか。今年はどうが特別企画展ですか。</p>
事務局	<p>特別展は市の企画になりますので、市の企画は全部特別展です。あとコレクション展となります。企画展の方が指定管理者さんの方の企画で、昨年であれば夏にありましたツペラツペラ展、今年度であれば冬に手塚治展を予定しておりますけれども、それが企画展になっております。</p>
委員	<p>この中の展示業務という学芸員の1番のメインの専門性を生かした仕事が、市の方が一重丸で、指定管理者の方が二重丸というのは、やはり展覧会を進めていく上で、指定管理が優先で、市の学芸員が後から補助的な形みたいな感じになるんですけど、これは2つとも二重丸ではないですか。</p>
事務局	<p>開催に至るまでの経緯、上にあります例えば調査研究、企画業務というのは、当然市の方が二重丸が入っています。展示の中の特に専門、下の表のところの専門的な事項につきましては、一重丸であっても市の学芸員が直接担当いたしますので、開催にあたる予算執行である業務であったりとか、あと関連業務があるので、二重丸で指定管理のところに入れておりますが、一重丸でも市学芸員が、専門的な事項は当然行います。</p>
委員	<p>そこは市学芸員が中心になってしなければいけないと思うので、二重丸だと私は思いますが、ここを一重丸にしてしまうとすごく消極的になってくるのではないですか。市学芸員の方が二重丸だと思います。2つとも今まででもそのような形だったでしょう。形態が変わるんでしょうか。</p>
事務局	<p>例えば予算執行であるとか、そういったものも今は市の方で行っていますが、企画展、特別展につきましては、そういったものについても指定管理の方で行っていただくってところで、一重丸、二重丸としています。収納業務、展覧会をするときに、関連事業については指定管理者さんの方で行っていただいておりますので、そういった事業もありますので、一重丸、二重丸という一応区分けの</p>

	<p>方をさせていただいておりますが、一重丸なので、市の学芸員が何も関係をしな いとかではなく、下の学芸業務の企画展示、こういった専門的事項については当 然市学芸員が行っていくということです。</p>
<p>委員</p>	<p>企画展示というところに、その専門的事項がずっと並んでいますよね。専門事 項が全て学芸員の仕事ですよね。じゃあ、ここは一重丸であってはいけないんじ ゃないですか。二重丸でないといけないと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>主がどちらになるかというところになりますので、我々の方も検討させていた だいてよろしいでしょうか。ただ、何度も申し上げるのは、ここのところが一重 丸なので、市の学芸員が何も関わらないということではなくて、業務分担のどち らが主になるかというところだけの丸の付け方にはなっておりますので、当然、 学芸業務はきちんと専門的事項を市学芸員の方で担当いたします。</p>
<p>委員</p>	<p>施設等の利用料金ですけれども、今までどおり減免措置のような制度は残るん でしょうか。例えば、指定管理者さんがチケットとか施設の料金とか全部を、今 までは市の方にだったんですけれども、指定管理者さんの方に入ってくるという ふうになってくると、その減免措置を今まで受けていたところがどのようになる のでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今もですね、総合文化施設は利用料金制が入っております、市に準じて同じ 減税措置を取っていただいております。ですので、同じ施設の同じ管理運営にな ってまいりますので、当然、同じ状況でやっていただけるものと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。そうですか。ありがとうございます。わからなかったものですので、質 問させていただきました。</p>
<p>委員</p>	<p>今回初めて参加させていただきます、4月から県の総合科学博物館の館長を務 めております。よろしくお願いたします。前はちょっと公用で出席できず、 指定管理者制度の資料だけは拝見いたしました。当館と同じようなスタイルで、 今後もこれまでもこれからもされるということで、特に利用料金制とか特別展も 含めて、指定管理者の業務で、先ほど委員からもございましたが、一重丸と二重 丸、当館も確か同じ表現だと思えます。先ほど事務局からお答えがありましたよう に、学芸員が決して、一重丸だからこうということは決して、少なくとも当館 ではやってないですし、こちらでもないと思えます。それよりも、むしろお互い の知恵を出し合って常時やっているのが当館でも現状でございまして、春と夏の 特別展は学芸員が主で、この前ありました忍者展とかは指定管理者が主でやって おりますけれども、お互いに補いながら、指定管理者側にも学芸員もおりますの で、双方の学芸員同士が知恵を出し合っているというのが現状でございま すので、私は全然心配はしていないんですけれども。あとは当館とこちらの美術 館、総合文化施設さんと連携を図ってまいりたいと思えますので、どうかよろし くお願いたします。</p>
<p>委員</p>	<p>前回参加させていただいた時に、なんかとてもわかりにくかったんですけど、 今回お話を伺っていただいぶ理解できるようになりました。この指定管理者さん が選ぶ館長さんというのも、やはり5年任期になるわけですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>基本的には指定管理期間ってということになりますので、現在のところであれば 5年間になります。</p>

委員	<p>このように開館して10年経ちますので何か変わるんだろうという想像はしていましたが、そういうことは感じておりました。前回の会議の時に、やはり私といたしましても、ちょっと一抹の不安が少しございました。ですが、今までとそんなに特別に変わってないんじゃないかということがございました。それと総合科学博物館と同じスタイルということで大丈夫だと安心しました。</p>
会長	<p>皆さん、貴重なご意見ありがとうございました。急遽、私のちょっと独断もあってですね、皆さんのお話を聞いていただかないといけないと思って、集まっていた協議会ですけど、皆さんからご理解を示していただいたので、開いてよかったと思っています。こうやって少しずつでも変わりながらですね、お互いにこう理解を深めあいながら、新居浜の市民の皆さんがこの美術館をより使いやすい、使いたくなるような、そんな美術館の運営になるように、進めていただいているわけですので、ぜひそこのご理解もいただきましてですね、若干、美術館が使いづらいという声がありますので、そうならないように、いい方向に進めていただけたらありがたいと思っています。この協議会は、通常の年1回の事業報告だけではなくて、検討段階から意見を求められるようになりますので、お手をかけますけれども、複数回の開催となりますけれども、こうやってやっぱり会って、お話し合いをしていけば、こう分かり合えるというところがあると思いますので、分かり合えることが、一般市民の皆さんにも分かっていたらいい内容に関わっていくと思いますので、ぜひ今後ともご協力のほど、よろしく願いいたします。何か最後にご意見等ありますか。</p>
学芸員	<p>委員さんから学芸員の意見をということで、事務局側なのだという意見があったんですけど、私も個人的なことをちょっと発言させてもらおうと、総合科学博物館は非常にうまくいっている例だと思うんですけど、やっぱり館長が、市の雇いではなく、今回指定管理者の館長になるということで、直接市の学芸員にも大きく関わってくる問題だとは思っていて、作品を借りたり貸し出したりするのは、やはり市の学芸員の信用問題があって、館長さんの名前で借用書を発行して、作品を借りて展覧会をやるという上で、市の学芸員が責任を持ってやっているのに、トップが指定管理者の方の館長になるっていうのは、私は学芸員としてちょっと心配があるなというのは1個、意見としてあります。</p>
委員	<p>参考までに、私は純粋な県の事務屋でございます。博物館業務は初めてですし、その他の業務を色々やってきたという人間でございます。ただ、それなりの役職ということもありますし、一応県職員という立場が外部の方から見ればそれなりに重みがあるのかなとも思います。ただ、内部の業務については、それはもうもちろん学芸員さんとか指定管理者さんのその経営ノウハウとか、そういったものの方が当然優れていますけれども、それらをいかに組み合わせていくかというのが私の仕事だと思っていますし、あと、対外的な、先ほどおっしゃっていましたが、ちょっと信用もあるかもしれません。</p>
会長	<p>貴重なご意見、ありがとうございました。その辺はまた複数回する協議会の中でも市の学芸員さんのお気持ちも考え、それがよりいい方向に出ているのか、そういったことはこの協議会でも監視をしながらですね、進めさせていただきたいと思います。それはよろしゅうございますでしょうか。協議会では、そういったご意見も、これらもいただきながら、忌憚のないご意見をいただいて、より学芸員の人たちの気持ちよく、指定管理者さん側も真摯に対応していただけるようなことを我々で見守っていきたいと思いますので、ご期待をしておいていただきたい</p>

	<p>と思います。ですから、学芸員の皆さん、ぜひ忌憚のないご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。他ございませんか。なければ、以上で本日の議事は全て終了いたしましたので、令和6年度第2回総合文化施設及び美術館協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。</p>
--	--